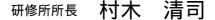
─ 今月のことば _

新人研修について問う





平成14年度の弁理士試験の最終合格者数は466名であった。ここ数年の合格者数を見ると,平成10年度が130名,平成11年度が201名,平成12年度が238名,平成13年度が317名であり,まさに右肩上がりで増加している。新人研修(昨年度までは弁理士実務総合研修と称していた)の受講者数も,平成14年度が442名で,平成10年度が147名,平成11年度が211名,平成12年度が259名,平成13年度が317名であり,新規合格者と同様な増加率を示している(受講者数の方が合格者数より多いのは,受講者は必ずしも当該年度合格者に限らないからである)。

平成14年度は合格者数においても,また新人研修の受講者数においても日本弁理士会の歴史上最多である。しかも,平成14年度は,平成12年に改正された新弁理士法の下での初めての試験が実施された年である。試験科目が変わったこともあるが,選択科目の免除という制度が実施された初めての年でもあり,合格者の構成も従前とは変わったと思われる。特許庁の発表によれば,466人の合格者の内,薬剤師などの他資格保持者を含め281人が選択科目免除者であり,また,合格者の内,特許事務所の勤務者は157人(36%)であるとされているが,従前に比べ特許事務所勤務者の合格率は減少しているのではないかと思われる。

この急激な合格者の増加に対する研修の手当はできているであろうか。残念ながら否と正直に申し上げる しかない。500人に近い合格者に対し座学式の講義をするだけで,大量の合格者を収容できる大学の校舎 (教室)がやっと手配できた状態にある。

このような,大量の新規合格者に対し,日本弁理士会としてはどのような研修をすべきなのであろうか。 弁護士の司法修習制度のように国家による研修制度はなく,今までも約2ヵ月の実務研修があったに過ぎず, しかも研修を受けることは義務ではない。合格者の多くは職場としての特許事務所や企業の知的財産部で 先輩から実務や職業倫理などを仕事を通して教わっているのが実状である。しかし,合格者の大半が特許事 務所や企業の知的財産部に勤務する時代が何時までも続くとは限らない。今ですら,就職先のない新人弁理 士がいると聞く。

もし実務に習熟しない弁理士に出願を頼んでしまったら、依頼者は困るに違いない。そのような弁理士を選んでしまった依頼者の自己責任なのか、弁理士に関する情報を十分開示していない日本弁理士会の責任なのか、研修を義務付けず規制緩和の名の下に自由競争をさせる国の制度の問題なのか改めて考えて見る必要があろう。弁理士法改正の際に散々議論をしたことではあるが、規制緩和の流れの中で、起こりえる結果についての十分な見極めをせず現在に至っている。

充分な実務経験もなく出願(事件)を処理し損なえば,その弁理士が責任を取ることはもちろんであるが,

そのような弁理士を生んだ日本弁理士会の信用が落ちることも間違いない。しかも,大量に弁理士を合格させた国が責任を負うわけでもなく,逆に日本弁理士会が会員の指導・教育の不徹底や監督責任を追及されることになるであろう。実務の習得は OJT に頼らざるを得ないとしても,実務を習得する機会と場所を提供することは,会としてまた先輩としての我々の義務ではなかろうか。我々としてはペーパードライバーを世に送り出すことは出来ない。

本年度からは,新人研修は前期と後期に分け,前期(2月から3月にかけて約3週間)は弁理士の業務の中核をなす特許庁に対する手続を中心とした業務のガイダンス及び実務研修を行い,後期(9月の約2週間)は,ある程度の実務を経験した上で審判や鑑定,裁判手続,外国出願などの実務の研修を行うことになっている。前期・後期の新人研修を終わった後は,一般の会員と同様の研修を研修スケジュールに合わせて自分の実力を考えながら選択できるシステムに一応はなっている。

しかし,このような短期の研修で新規合格者は何を学べるのであろうか。教材から学べることには限りがある。具体的事件を通して初めて実務能力や職業倫理を身につけることができる。そうであれば,すべての新規合格者にそれなりの環境を与えることが必要であろう。

現在,会員の目は特定侵害訴訟代理業務のための能力担保研修及びその後の効果確認試験に向いている。850人の研修生に対し,実に1,400人余の会員が応募している。その中身は,最低45時間の演習を含む講義と4科目の自宅起案であり,なおかつ効果確認試験である。それでも,弁護士さんからは研修が少な過ぎると言われている。だとすれば,我々の日々行なっている弁理士としての本来の業務は試験に合格するだけでできるものなのであろうか。百歩譲って,OJT と自己研鑽で実務能力を身につけ得るとしても,今後,特許事務所や会社の知的財産部に就職できない弁理士に対してどの様にすればよいのだろうか。自己研鑽の名の下に放任するのか,日本弁理士会か又は先輩としての弁理士が何らかの面倒をみるのか考えていただきたい。

新人弁理士に対しても訴えたい。過去のアンケートによれば,弁理士として一人前になるのに平均して7年以上かかると言われている。得意分野をさらに広げようとすればそれなりの研修なり自己研鑽がさらに必要である。単に自分だけの知恵や研鑽で弁理士としての社会的評価を得,責任を果たすことは難しい。研修所も可能な範囲で研修の機会と場所とを提供することに努めてはいるが,現在の新人研修が実務を行うには充分ではないことを自覚し,今後機会をとらえて色々な研修を受け,かつ自己研鑽に励んで頂きたい。日々の実務とたゆまぬ自己研鑽を経て初めて自分の仕事に誇りを持つことができ,社会の信頼を得ることができるであろう。

パテント2003 - 2 - Vol.56 No.3